

令和8年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業
委託業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項

1 趣旨

本実施要綱は、「令和8年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業」（以下「本事業」）に係る委託先の選定に関し、企画提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるもの。

なお、本実施要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、本実施要項が優先する。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業
- (2) 履行場所 大分県大分市大手町3-1-1 大分県 福祉保健部 障害福祉課
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和8年12月31日まで
- (4) 業務概要 別紙1「令和8年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業仕様書（以下「仕様書」という）」による。
- (5) 契約額 2,062,500円（税込）
- (6) 著作権等

契約の目的物（以下成果物という）にかかる権利は、大分県に帰属すること。

また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

(7) 再委託

本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的かつ必要最小限の範囲で、事前に県と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

3 主なスケジュール

公示	令和8年4月 8日（水）
質問受付期限	令和8年4月15日（水）
参加申込書提出期限	令和8年4月20日（月）
資格審査書類提出期限	令和8年5月 8日（金）
企画提案関係書類提出期限	令和8年5月 8日（金）
審査結果通知予定	令和8年5月18日（月）
契約締結予定日	令和8年5月20日（水）

4 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者であること
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること
 - ア 本業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - イ 県から要請があった場合、2日以内に担当者等の派遣が可能な者であること。
 - ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、県警察本部に照会する場合がある。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 参加資格審査関係書類の提出等

- (1) 参加申込書について

令和8年4月20日（月）17時必着

本件への参加を希望する者は、「参加申込書（様式1）」及び下記の「(2) 資格審査書類」を提出期限までに下記「10 問い合わせ先」に e-mail で提出すること。件名は「(提案競技参加申込) SNS等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業」「(提案競技資格審査書類) SNS等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 資格審査書類について

令和8年5月8日(金) 17時必着

ア 資格審査書類

- ①参加資格確認申請書兼誓約書(別紙様式2)
- ②会社概要書(パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。協力企業がある場合は全企業分)
- ③過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類(写し可。)

イ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- (ア) 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- (イ) 取扱商品等調書
- (ウ) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の証明
- (エ) 大分県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明(大分県内の本店・支店・営業所がない場合は、本店のある都道府県の都道府県税(全税目)について、滞納がないことを確認できる上記と同等の証明)
- (オ) 登記簿謄本
- (カ) 定款(写し)

(3) その他

定められた期限までに全ての書類の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月8日(月)10時00分までに、e-mailで「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書はe-mailで提出し、件名は「(質問) SNS等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業」とすること。

なお、メールの受信確認を必ず電話にて行うこと。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年4月15日(水)10時00分まで

イ 提出先 「連絡・問合せ先」

(3) 回答

令和8年4月17日（金）までに、質問者に e-mail で回答し、県ホームページにも掲載する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみならず。

7 企画提案書の提出等

令和8年5月8日（金）17時必着

- (1) 本業務の目的等に留意のうえ、次の表に記載している企画提案書等を作成（A4サイズ（タテ）、長辺左綴じ（フラットファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せずダブルクリップ等でとめること）のうえ、紙媒体により7部を提出期限までに郵送又は持参により提出すること。併せて、担当者メールアドレスへ e-mail で PDF 等データも提出すること。

ア 表紙	企業等名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4タテ)
イ 企画提案書	仕様書「4業務の内容」に従って、効果的な業務実施に係る企画・提案をすること。 仕様書の内容を踏まえ、絵コンテなどを使用し、具体的に企画提案をすること。	様式、内容等自由 (A4タテ)
ウ 協力企業一覧表	本業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業等がある場合は、当該企業等の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4タテ)
エ 業務実施体制表	ア 本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。 イ 仕様書に沿って、契約締結後のスケジュール案を提案すること。	様式自由 (A4タテ)
オ 実績書類	元請けまたは他企業と協働で①啓発動画やPR動画の制作、②ウェブCMの配信に	様式自由 (A4タテ)

	係る業務を受注し完了した実績を証する書類（写し可）	
カ 見積書	本事業に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4 タテ)

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

(1) 審査委員会の開催

上記「7 企画提案書の提出等」で提出した書類について、審査委員による審査委員会を実施する。

日時：令和8年5月15日（金）午後14時から開始予定

場所：大分県庁舎別館81会議室

内容：プレゼンテーション15分 質疑10分程度

※審査委員会の詳細は提案者に対して個別に連絡を行う

(2) 企画提案の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。

なお、参加者が5者を超える場合は、事務局による一次審査（書類審査）を実施し、審査会への参加者を5者に絞ることができるものとする。一次審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対して、担当者メールアドレスに e-mail で通知する。

(3) 参加者は、審査会において企画提案等に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。質疑の時間は、1者につき10分以内とする。

(4) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受理順とする。

(5) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

(6) 審査結果は、審査会終了後、速やかに、出席した全ての参加者に対して文書により通知するとともに、最優秀提案者及び次点提案者を県ホームページで公表する。

(7) 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、契約候補者との契約が成立しない場合は次点の者を契約候補者とする。

なお、9 その他(1)の失格事項に該当すると認められる場合は契約を締結しない。

また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(8) 審査内容や結果に関する質問は、受け付けないものとする。

9 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当するものは、失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記入をした者
 - イ 参加資格に不備がありながら、参加申込書及び企画提案書等を提出した者
 - ウ 見積価額が、県予算額を上回る者
 - エ 審査委員又は関係者と本件の審査結果等について、自らに有利となるよう働きかける等の行為をした者
 - オ その他、審査委員会が不適格と認める者
- (2) 企画提案書等の作成や提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は本業務以外には使用しない。
- (4) 本業務の実施にあたっては、企画提案等の内容について、県と契約候補者（受託者）との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

10 参加申込書・資格審査書類、企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部 障害福祉課 精神保健福祉班

TEL : 097-506-2741

FAX : 097-506-1740

メール : a12500@pref.oita.lg.jp